

平成 30 年度富山県包括外部監査結果 概要

包括外部監査人 公認会計士 布目 剛

1. 監査のテーマ

県税に関する財務事務の執行及び管理について

2. テーマ選定の理由

本県においては、三位一体改革の影響等もあって平成 17 年度予算編成前の段階で約 400 億円（一般会計当初予算ベース）と見込まれた構造的財源不足が、これまでの不断の行財政改革の甲斐もあって、平成 28 年度当初予算以降解消している。

しかし、更なる少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や人口減少に伴う歳入の減少が懸念されることなどから、本県の財政見通しは依然として予断を許さぬ状況にあるといえる。

こうした財政見通しの改善には、歳出の削減に加え自助努力による歳入増加が必要であるが、そのためには限られた職員定数の中で財務事務執行リスクを十分に低減し得る歳入管理体制の構築が不可欠である。かかる観点からは、内部統制を自主的に設計し得る歳入領域として、一般会計において県税の管理体制には特に注視すべきである。

折しも、平成 29 年の地方自治法改正により、平成 32 年度（2020 年度）から都道府県にも内部統制制度が導入されることとなり、その中では財務等に関する内部統制の整備・運用状況を首長から議会に報告することが求められた。かかる点でも、内部統制を自主的に設計し得る歳入領域である県税は、各業務フローの的確な理解に基づき財務事務執行リスクの管理体制について評価・報告すべき最重要領域と考えられる。

また、本県としても、『平成 30 年度の行政改革の取組み』（富山県行政改革推進本部作成（事務局：人事課行政改革・経営班））の中で、「債権管理の適正化」を「県有資産の適正な管理と有効活用」のための重要施策と位置づけている。こうした本県の取り組みを第三者的視点から評価することにも一定の意義が認められる。

しかしながら、かかる県税の管理については、前回の包括外部監査においてテーマとして取り上げられてから現時点で既に 10 年以上が経過しており、このタイミングで再点検することには十分な意義が認められる。

以上の理由から、当年度の包括外部監査においては、県税に関する財務事務の執行及び管理について検討を行うことに意義があると判断し、特定の事件として選定した。

3. 監査の対象

①対象部署

富山県経営管理部税務課及び富山県総合県税事務所

②対象期間

平成 29 年度。但し、必要に応じて他の年度も対象とした。

4. 外部監査の実施期間

平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで

5. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 県税の賦課及び徴収が条例等に従い行われているか。
- ② 県税の賦課及び徴収が効率的に行われているか。
- ③ 県税の賦課及び徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

また、内部統制制度上の財務事務執行リスクの有無についても留意した。

(2) 主な監査手続

県税に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、比率分析等の分析的手続、視察を中心として実施する。

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	布目 剛	公認会計士
補助者	柴 義公	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	茶木 梨津子	公認会計士
補助者	林 伸一	公認会計士
補助者	山岡 輝之	公認会計士

包括外部監査の対象としたテーマについて、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定に記載すべき利害関係はない。

7. 指摘事項及び意見の定義

当報告書に記載する指摘事項及び意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘事項」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む）、或いは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

8. 主な指摘事項及び意見

テーマ選定の理由に記載したとおり、更なる少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や人口減少に伴う歳入の減少が懸念されることから、本県の財政見通しは依然として予断を許さぬ状況にあるといえる。こうした中で、歳入の中でも極めて重要な財源である県税が条例等に従い、効率的・網羅的・公平に賦課・徵収されることは県にとって極めて重要な課題である。また、2020年度からは地方公共団体においても、財務等に関する内部統制制度の導入が求められ、県税の賦課・徵収業務についても、その重要性から内部統制の対象業務となることが考えられる。

こうした理解の下、従来の合規性、効率性、網羅性・公平性に加えて、県の業務フローを図表化するなどにより、内部統制上の財務事務執行リスク（不正リスク・誤謬リスク）の観点からも監査を実施した。その結果、少なからず課題が認識されたが、県においてはこうした課題について是非とも前向きな対応を期待したい。

(1) 合規性

県税等の賦課・徵収業務は、反復継続的に実施される業務であり、条例・規程等予め県が定めたルールへの準拠が求められる。監査の結果からは、以下の課題が見られた。

法人県民税（均等割）の減免期間が誤って記載された減免申請書を受け付けた事例（減免期間にかかわらず全額減免される事例のため課税関係に影響なし）、延滞金額減免決議書において減免額に誤りはないものの決議書の理由欄に記載の減免期間に誤りがあった事例、決裁日の記載漏れや納税者から提出される添付資料の漏れなど、記載要件や提出書類の漏れ・不備の事例があつたことから、十分な確認作業が求められる。

さらに、法人二税の賦課で利用する文書様式や徵収事務で利用する文書様式が、規則等で定める様式と異なる事例があった。

上記様式の他にも、定められたルールと異なる運用が見られたが、担当課においてはルール設定の趣旨も踏まえ見直しの要否を検討されたい。

No.	発見事項	
1. 法人県民税・事業税		
2	決裁文書における決裁日の記載漏れ等及び必要書類の添付漏れ	【指摘】
4	法人県民税（均等割）の減免申請書の減免期間の誤り	【指摘】
9	法人県民税・事業税調定決議書における起案日、決裁日欄の不備	【指摘】
6. 軽油引取税		
32	免税軽油使用者による報告書の一部記載漏れ	【指摘】
7. 徴収		
36	督促状発付伺等の様式見直し	【指摘】
37	滞納整理推進要綱の見直し	【指摘】
38	軽油引取税徴収猶予申請書付表の記載単位の誤り	【指摘】
39	延滞金額減免決議書の減免期間の記載誤り	【指摘】

(2)効率性

県税の賦課・徴収業務には、担当課職員をはじめ多大な時間と労力を要するため、業務の効率化を図る必要がある。

本県においては収入額に占める徴税費の割合が全国でも比較的少ない状況にあり、一定のコストダウンが図られていると評価できる。しかし、監査の結果、次のとおりコスト削減の余地のある事務が見られた。

まず、法人二税において、eLTAXの導入に伴い電子申告が増加している中、県は申告書用紙を全法人に送付しているが、電子申告をしている法人に対する申告書用紙の送付を既に廃止している国や他県の例も参考に、申告書用紙を共同発送している市町村とも協議し、申告書用紙の送付廃止を検討することが望まれる。また、個人事業税においては、医業・歯科医業を営む個人事業主が提出する確定申告書付表の記載誤りの事例があったことから、確定申告書付表と内容の重複する調査票を別途送付しているが、これまでの周知により付表の誤りが大幅に減少したため、調査票の送付を取りやめるとともに、付表の提出の徹底が望まれる。

加えて、本県においては人口 10 万人当たり吏員数が全国でも少ないにも拘わらず、吏員一人当たり徴税額は全国でも上位にあり、一定の事務効率化が図られていると評価できる。しかし、監査の結果、次のとおり作業時間の短縮につながる事務があった。

自動車取得税においては、登録申請業務を代行する民間団体から提出され

る申告書の課税標準額が算出方法の違いにより審査でエラーになる場合があり、これらの修正等に多大な時間を要していることから、今後、当団体に対する要請等緊密な連携による事務効率化が望まれる。さらに、法人二税において法人設立等申告内容を税務電算システムに手入力している点、不動産取得税において法務局で把握した登記情報を税務電算システムに手入力している点など、本県のみで解決できる事案ではないが、他行政機関とのシステム連携に課題が見られた。

No.	発見事項	
1. 法人県民税・事業税		
1	法人設立等申告時のシステム手入力の見直し	【意見】
6	申告書用紙等の送付の見直し	【意見】
2. 個人事業税		
12	確定申告書付表提出の促進	【意見】
3. 不動産取得税		
16	登記異動データの収集作業	【意見】
4. 自動車取得税・自動車税		
26	登録申請業務を代行する民間団体との緊密な連携	【意見】

(3)網羅性・公平性

課税の公平性の観点や安定的な歳入確保の観点から、県税を網羅的に賦課・徴収することが必要である。しかし、監査の結果、次のとおり課題が見られた。

まず、法人二税においては、未届法人の調査を県単独で行っているが、地元の事情に明るい市町村と連携した調査を実施することが望ましい。また、不動産取得税においては、課税対象である家屋改築の把握について、市町村とも協力し、より効率的な把握の仕組みを構築することが望まれる。

さらに、不動産取得税においては、納期限後の申告であっても真にやむを得ない理由と判断される場合に、納期限前に申告した納税者と同様に特例・減額を認めているが、納期限内納税者との公平性の観点からもその際より具体的な判断基準を設ける必要があると考えられる。また、公共事業により不動産が収用され、別の不動産を代替取得した場合の減免の取扱いについて、要綱においてより明確にしておくことが望ましい。

No.	発見事項	
	1. 法人県民税・事業税	
11	未届法人調査の体制の見直し	【意見】
	3. 不動産取得税	
20	納期限後申告における特例適用	【意見】
21	改築による原始取得事実の把握	【意見】
22	公共事業の代替取得による軽減措置の適用	【意見】

(4) 内部統制

内部統制制度において対象となる財務事務執行リスクは、財務に関する事務の執行における法令等違反（違法又は不当）のリスク、決算の信頼性を阻害するリスク、財産の保全を阻害するリスクとされている。また、事務執行者の意図に着目した類型としては、財務報告を意図的に歪める不正リスクと意図的ではない誤謬リスクがある。こうしたリスクは直ちに顕在化するわけではないが、適切な内部統制の構築により防止又は発見が可能となる。監査の結果、次の課題が見られた。

まず、軽油引取税においては、回収された使用済み免税証の保管方法が事務取扱要領と異なる事例、免税証の受払管理と定期的な棚卸が実施されていない事例など、不正リスクの生じ得る事務があった。

また、個人事業税においては税務判断の文書化・共有が不十分な事例、法人二税においては申告書訂正時のダブルチェックがなされていない事例、県たばこ税においては手持品課税の税務電算システム入力時のダブルチェックがなされていない事例など、誤謬リスクの生じ得る事務があった。

No.	発見事項	
	1. 法人県民税・事業税	
8	申告書訂正時の確認方法の見直し	【意見】
	2. 個人事業税	
14	税務判断証跡の文書化	【意見】
15	税務判断事例の共有	【意見】
	5. 県たばこ税	
28	手持品課税申告システム入力時のダブルチェック	【意見】
	6. 軽油引取税	
33	使用済み免税証の一時保管・廃棄体制の見直し	【指摘】
34	免税証の受払管理の徹底	【意見】

(5)情報管理

県側の説明によれば、これまで、県税の賦課・徴収業務においては、情報セキュリティ対策の不備等を原因とした情報漏えいや不正利用の事例は確認されていないとのことであるが、膨大かつ広範な個人情報が取り扱われることから、情報セキュリティには特に慎重を期すことが必要である。また、財務事務を支えるITも内部統制の一環をなすところ、県税の賦課・徴収業務においては、税務電算システムが中心的な役割を担っている。監査の結果、次の課題があった。

まず、情報セキュリティ対策実施手順に定める、情報セキュリティ対策の前提ともいべき情報資産の分類がなされていなかった。また、情報セキュリティ対策実施手順が求める特権IDのパスワードの更新頻度や入力回数制限の点で不適切な事例が見られた。

税情報をはじめとした個人情報の取扱いに対する社会の意識が高まっている中、今後も情報セキュリティ対策をより強化していく必要があるため、ユーザーのアクセス制限やアクセスログの監視、プログラム変更時の管理手順の明確化などに取り組まれたい。

No.	発見事項	
8. 税務システム及び情報セキュリティ		
40	特権IDのパスワード管理の見直し	【指摘】
42	情報資産の分類未了	【指摘】
43	外部委託業者指示用フォルダのアクセス制限	【意見】
44	ユーザーのアクセスログの閲覧の実施	【意見】
45	プログラム変更時のリリース管理手順の明文化	【意見】

9. その他の提言事項

県税の賦課・徴収業務を今後更に高度化するためには、その担い手であるヒト（県職員）とIT（情報システム）それぞれのレベルアップを図り、両者が有機的に機能し役割分担することが求められる。

まず、ヒトについては、高度な専門人材の育成と業務の標準化のためのマニュアル作りがポイントと考える。すなわち、県側には以下の対応が望まれる。

(1)賦課徴収業務の公平、統一性の確保(課税・徴収マニュアルの充実)

県税の賦課徴収業務は大量かつ反復継続的に実施されるが、経験の有無に関わらず担当者により取扱いに差が生じないこと、また、課税誤りなどリスクをなくすことが求められる。

賦課徴収業務が公平、統一的に遂行できるよう課税・徴収マニュアルの充実が必要である。

(2)専門性を有する人材の育成(研修の充実)

県税の賦課徴収にあたっては専門的な知識・ノウハウが要求されるが、税制度は毎年度改正され複雑化している。また、職員の異動があり、経験年数の長い職員が減ってきてている。課税誤りなどのリスクをなくすためにもさまざまな機会を捉えて専門性の向上や人材育成を行っていくことが必要である。

このため、県税事務所内部の研修はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加など、計画的に行うとともに充実させていくことが必要である。

一方の担い手であるITについては、税務システムの更新、預貯金調査・納税環境の電子化がポイントと考える。すなわち、県側には以下の対応が望まれる。

(3)税務システムの再開発

納税課では、税務システムの機能を補完すべく、県税職員がエクセルで滞納整理システムを自主開発し、最も件数の多い預金の調査・差押等に必要な文書の作成や、滞納整理の進捗状況等の管理等を行っているが、2つのシステムを二重に管理している部分もあることから、次期の税務システムの再開発にあたっては、この滞納整理システムの機能を分析し、優れた部分については税務システム本体に取り込むことを検討すべきである。

(4)金融機関に対する預貯金調査等の電子化

滞納者の預貯金の調査については法令に基づき行われているが、年間で数万件に及んでいることから、県はもとより、金融機関の事務負担を軽減するためにも、国、金融機関、システム開発企業の取組状況を注視しながら、預貯金調査の電子化の導入を前向きに検討すべきである。

また、預貯金差押のために臨店することは、金融機関等にとっても負担となるため、電子化により差押え事務の軽減を図ることも考える必要がある。

(5)多様な納税環境の整備

スマホアプリ等による電子マネーの利用が拡大している中、キャッシュレス決済の進捗を踏まえ、より多様な納税環境の整備を検討する必要がある。